

第2次安城市環境基本計画の骨子案

資料1

1. 安城市環境基本条例

(平成13年4月1日施行)

前文

・・・私たちは、**良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継いでいく責務**を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを考え直し、**地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、循環型社会の形成を目指した行動を起こさなければならない**。

このような認識の下に、**環境への負荷の少ない人と自然とが共生することができる地球にやさしい環境都市を実現する**ため、ここに、この条例を制定する。

1. 安城市環境基本条例 (平成13年4月1日施行)

第8条 (基本理念)

環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び**生活環境が保全され**、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

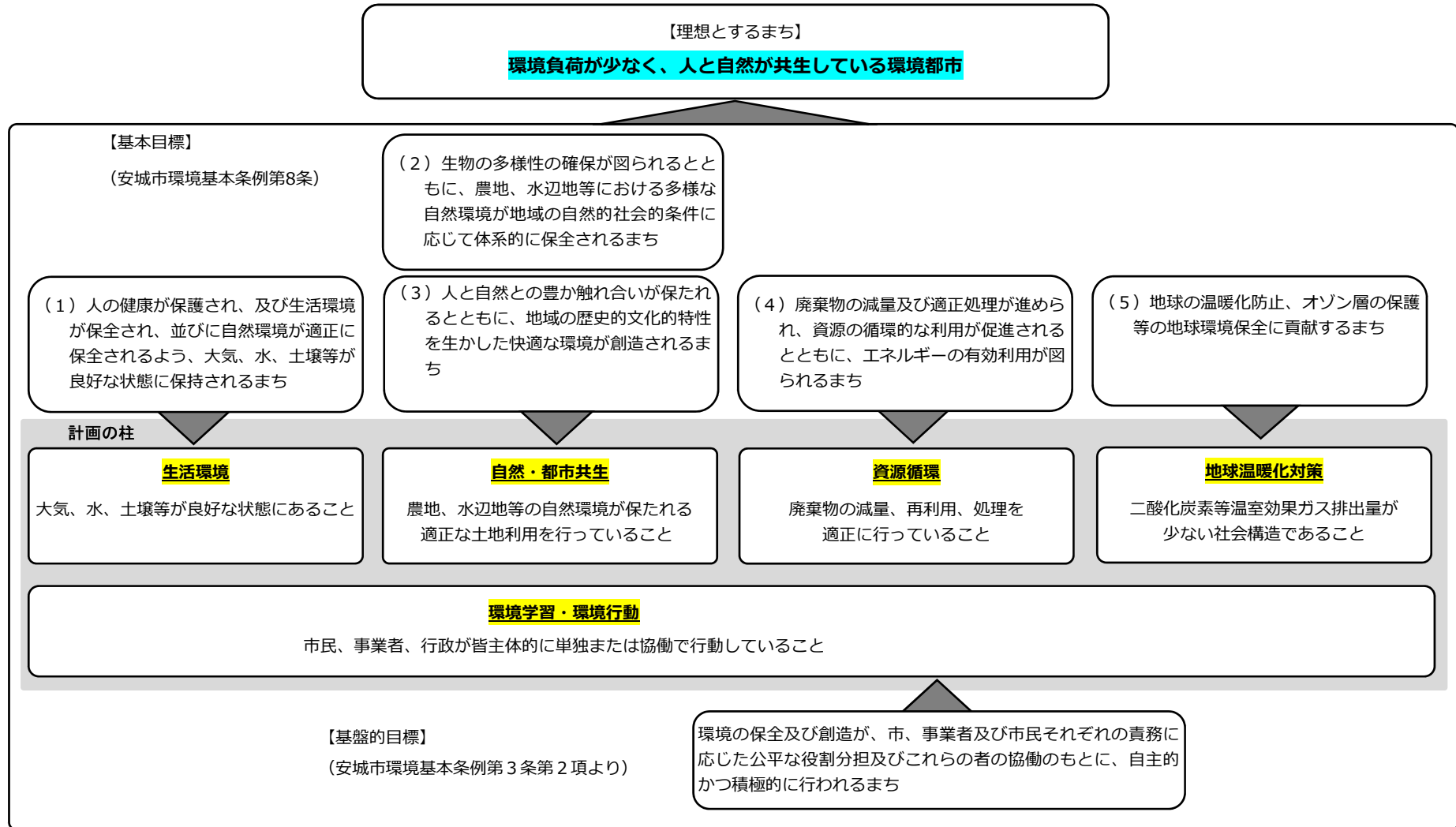
(2) **生物の多様性の確保**が図られるとともに、農地、水辺地等における**多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全される**こと。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、**地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造される**こと。

(4) **廃棄物の減量及び適正処理**が進められ、**資源の循環的な利用**が促進されるとともに、**エネルギーの有効利用**が図られること。

(5) 地球の温暖化防止、オゾン層の保護等の**地球環境保全に貢献する**こと。

2. 計画骨子案



3. 現行計画からの改変

【施策の柱】

